第二十五条の二十二　（略）

②　法第二十四条の十四の規定に基づき指定を辞退しようとする指定障害児入所施設の設置者は、次に掲げる事項を当該指定障害児入所施設の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

一　指定を辞退しようとする年月日

二　指定を辞退しようとする理由

三　現に入所している者に関する次に掲げる事項

イ　現に入所している者に対する措置

ロ　現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称

第二十五条の二十六の六　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

②～④　（略）

第二十五条の二十六の七　（略）

②・③　（略）

一・二　（略）

三　現に当該指定障害児相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ　現に当該指定障害児相談支援を受けている者に対する措置

ロ　現に当該指定障害児相談支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児相談支援を継続的に提供する他の指定障害児相談支援事業者の名称

四　（略）

第五十条の二　（略）

（略）	（略）	（略）
第十八条の二十八	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第十八条の二十九		
第十八条の二十九の二		

第二十五条の二十二　（略）

（新設）

第二十五条の二十六の六　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

②～④　（略）

第二十五条の二十六の七　（略）

②・③　（略）

一・二　（略）

三　現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置

四　（略）

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十八条の二十八	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第十八条の二十九		
（新設）		